

事務連絡
令和2年5月18日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
課長補佐（積算基準班）
課長補佐（施工基準班）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた直轄工事及び業務
の入札手続等の対応に係る留意事項について

令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域において解除されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における入札等の手続の対応について」（令和2年5月18日付け農村振興局整備部設計課施工企画調整室長事務連絡）において、取扱いが定められたところである。

これに先立ち、工事及び業務については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の入札手続等の対応に係る留意事項について」（令和2年4月13日付け農村振興局整備部設計課施工企画調整室課長補佐事務連絡）において取扱いを定めているところであり、感染拡大防止や業務の効率化のため書類の電子化やWeb会議等の活用を一層推進するなど、引き続き適切に対応されたい。